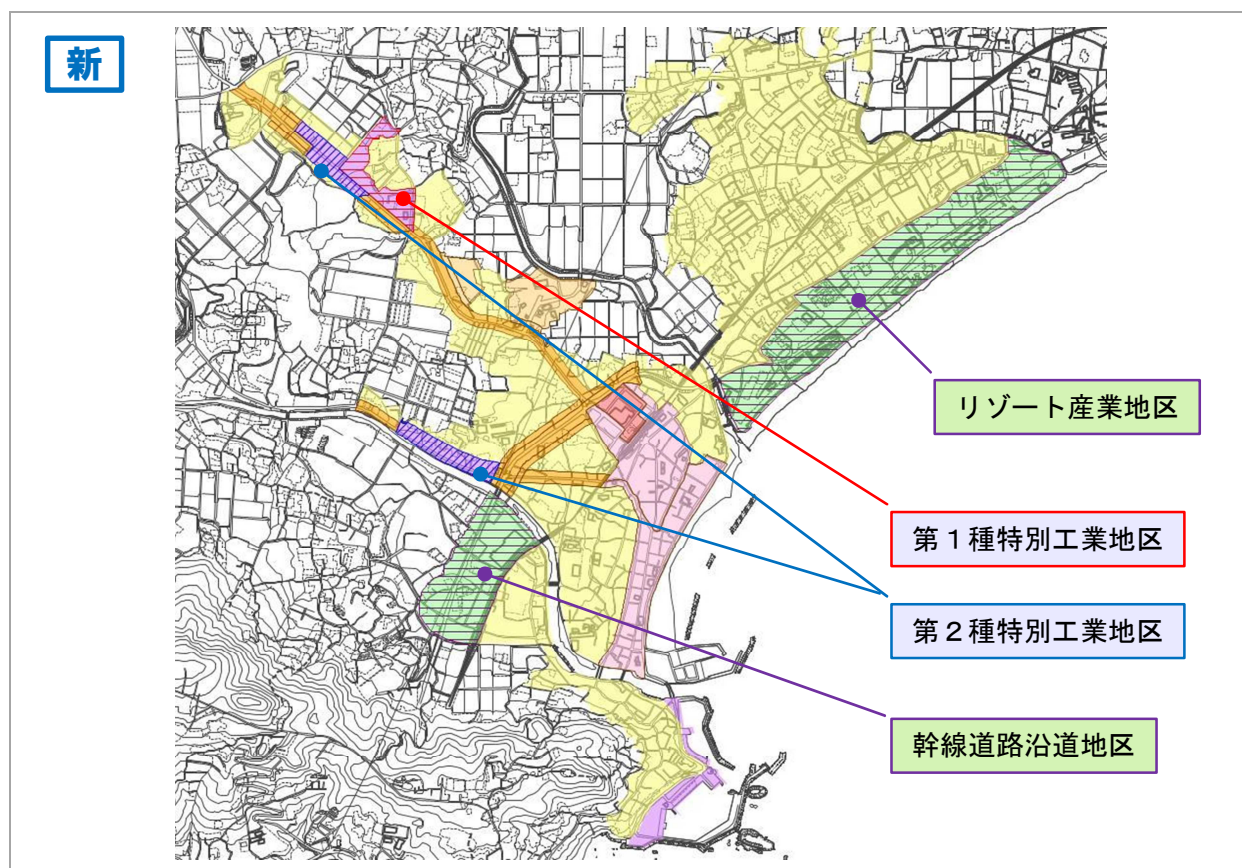
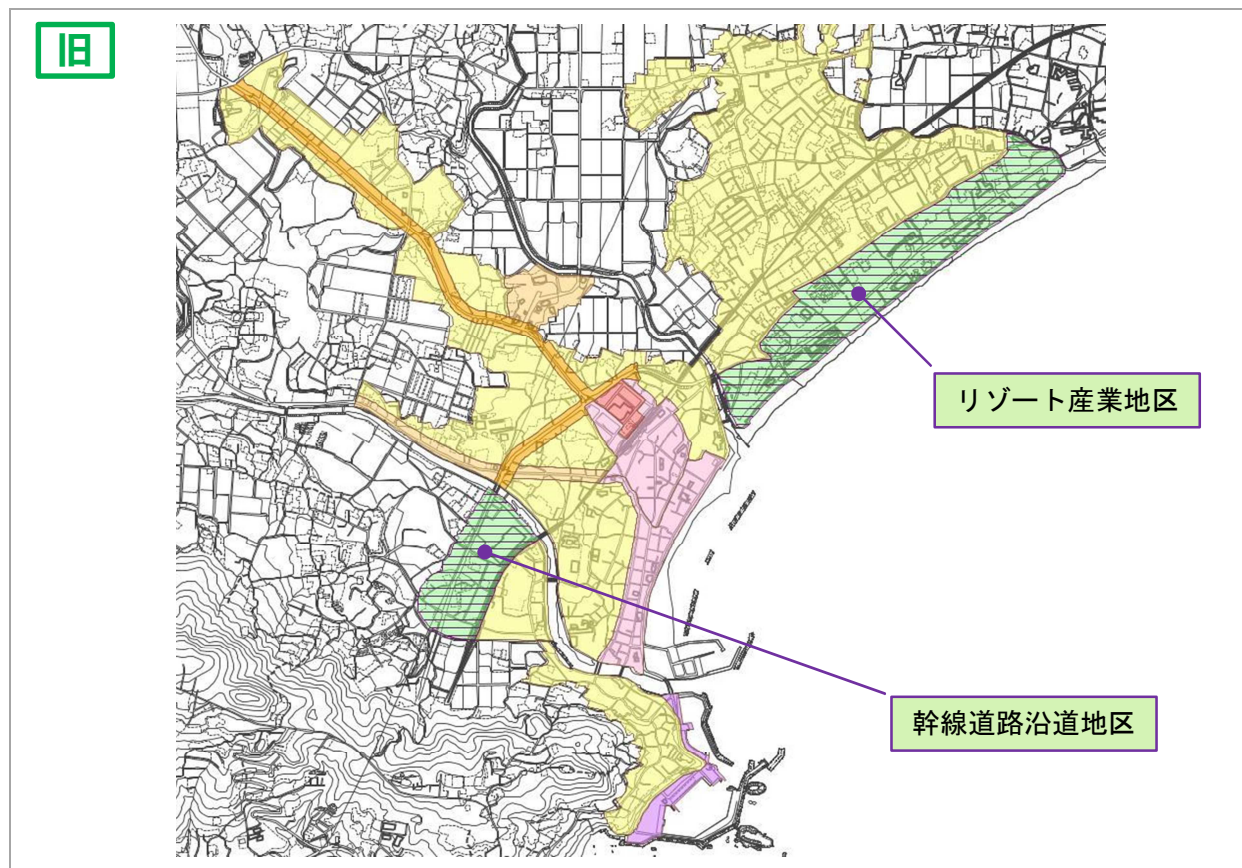


資料 3

鴨川市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する
条例の一部改正について

法律・条例により建築の制限がかかる地域地区



【概要版】鴨川都市計画区域内における建築物の建築の制限について

建築物の用途制限	用途地域										特定用途制限地域	備考		
	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	準工業地域		近隣商業地域	商業地域	リゾート産業地域	幹線道路沿道地区					
○ 建てられる建築物														
× 建てられない建築物														
第1種特別工業地区 (H31.6.1)														
第2種特別工業地区 (H31.6.1)														
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の延べ床面積が50㎡以下で、建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×		
事務所等	事務所等の床面積が3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		
ホテル、旅館	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■延べ床面積3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	■延べ床面積3,000㎡以下	
	カラオケボックス、ダンスホール等	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	■	▲	■延べ床面積3,000㎡以下 ▲延べ床面積10,000㎡以下	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	■	▲	■延べ床面積3,000㎡以下 ▲延べ床面積10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ(10ℓ/s超)	×	×	◆	◆	◆	○	○	○	○	□	△	◆客席延べ床面積200㎡未満 □客席延べ床面積3,000㎡以下 △客席延べ床面積10,000㎡以下	
	キャバレー、ナイトクラブ(10ℓ/s以下)、個室浴場等	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	▲	▲	▲個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、その他公益施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車教習所	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■延べ床面積3,000㎡以下	
工場・倉庫等	自動車車庫(付属車庫を除く)	▼	▼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼延べ床面積300㎡以下、2階以下	
	建築物付属自動車車庫(建築物の延べ面積の2分の1以下)	▽	▽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▽2階以下	
	倉庫業を営む倉庫	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	畜舎(延べ床面積15㎡を超えるもの)	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■延べ床面積3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、家具屋、自転車店等で作業場の延べ床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり	
	危険性や環境悪化のおそれが非常に少ない工場	①	①	①	○	①	○	②	②	①	②	①	②	原動機・作業内容の制限あり 作業場の延べ床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境悪化のおそれが少ない工場	×	×	×	○	×	○	②	②	×	②	×	②	
	危険性や環境悪化のおそれがやや多い工場	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	
	危険性が大きいか、または著しく環境悪化のおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	自動車修理工場その他これに類する工場	①	①	②	○	○	○	③	③	①	○	①	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	■延べ床面積3,000㎡以下	
	量が少ない施設	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×		
	量がやや多い施設	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×		
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

新たに加える特別用途地区の建築制限
 緩和する特定用途制限地域の建築制限

条例整備の経緯の概要書

鴨川市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（一部改正）

事 項	時 期	備 考
パブリックコメントの実施	平成30年 8月30日から 平成30年 9月28日まで	意見なし
千葉地方検察庁への協議の申出	平成30年10月29日	
千葉地方検察庁の協議回答	平成30年11月13日	※1
鴨川市議会への議案上程	平成31年 3月	予定
条例施行	平成31年 6月 1日	予定

※1 罰則規定を設けるため、公布日と施行日の間に一定の周知期間を設ける必要があるとの指摘あり

鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項及び第49条の2の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止、特定用途制限地域内における建築物の用途の制限等に関し必要な事項を定めることにより、合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により特別用途地区又は特定用途制限地域として都市計画の決定の告示をした区域に適用する。

（建築物の建築の制限等）

第4条 特別用途地区内においては、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める建築物は、建築してはならない。

- （1） 第1種特別工業地区 別表第1に掲げる建築物
- （2） 第2種特別工業地区 別表第2に掲げる建築物

2 特定用途制限地域内においては、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める建築物は、建築してはならない。

- （1） リゾート産業地区 別表第3に掲げる建築物
- （2） 幹線道路沿道地区 別表第4に掲げる建築物

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

- （1） 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。
- （2） 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- （3） 増築後の前条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- （4） 前条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力量、台数又は容量の合計は、

基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更(政令第137条の19第2項第1号並びに次条第2号ア及びイに掲げる範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(用途の変更に係る類似の用途)

第6条 政令第137条の19第3項の規定により指定する法第87条第3項の規定により第4条第1項又は第2項の規定を準用する場合の類似の用途は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政令第137条の19第1項本文に規定する用途

(2) 次に掲げる範囲内の政令第137条の19第2項第1号に掲げる用途

ア 用途の変更後の第4条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲

イ 第4条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合において、用途の変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計が基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えない範囲

(建築物の敷地が特別用途地区等の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が特別用途地区又は特定用途制限地域の内外にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について敷地の過半の属する特別用途地区又は特定用途制限区域内の建築物に関するこの条例の規定を適用する。

(適用の特例)

第8条 市長が第1種特別工業地区又は第2種特別工業地区の安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第4条第1項の規定は、適用しない。

2 市長が特定用途制限地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第4条第2項の規定は、適用しない。

(許可に関する消防長の同意)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による許可をする場合においては、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長の同意を得なければならない。

(工作物への準用)

第10条 法別表第2(ぬ)項第3号(十三)及び(十三の二)並びに(る)項第1号(二十一)に掲げる事業の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもので建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)については、第4条、第5条及び第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条第1項第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条第 1 項又は第 2 項 (これらの規定を第 10 条において準用する場合を含む。) の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主

(2) 法第 87 条第 2 項又は第 3 項 (これらの規定を法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) において準用する第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

別表第 1 (第 4 条関係)

第 1 種特別工業地区内に建築してはならない建築物

1 法別表第 2 (と) 項第 5 号及び第 6 号に掲げる建築物

2 法別表第 2 (り) 項第 2 号に掲げる建築物

別表第 2 (第 4 条関係)

第 2 種特別工業地区内に建築してはならない建築物

1 別表第 1 に掲げる建築物

2 法別表第 2 (と) 項第 3 号に掲げる建築物 (同号(一)、(二)、(三)、(四の二)及び(九)に掲げる事業を営む工場を除く。)

3 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号に掲げる建築物 (同号(二)及び(六)に掲げる事業を営む工場を除く。)

4 政令第 130 条の 9 の表準住居地域の欄に数量の定めのある危険物の貯蔵又は処理に供する建築物にあつては当該数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの、同表に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物であつて同欄に数量の定めのない危険物の貯蔵又は処理に供するものにあつては当該危険物の貯蔵又は処理に供するもの

5 原動機を使用する工場 (自動車修理工場その他これに類する用途で規則で定めるものに供するものを除く。) で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの

別表第 3 (第 4 条関係)

リゾート産業地区内に建築してはならない建築物

1 別表第 2 第 4 項に掲げる建築物

2 法別表第 2 (へ) 項第 2 号に掲げる建築物

3 法別表第 2 (と) 項第 3 号に掲げる建築物

4 法別表第 2 (り) 項第 3 号に掲げる建築物

5 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号に掲げる建築物

6 法別表第 2 (る) 項第 1 号に掲げる建築物

7 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物 (政令第 130 条の 7 の 2 各号に掲げるものを除く。) 又は危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物 (別表第 2 第 4 項に掲げるものを除く。) でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が

3,000 平方メートルを超えるもの

別表第 4（第 4 条関係）

幹線道路沿道地区内に建築してはならない建築物

- 1 別表第 2 第 3 項及び第 4 項並びに別表第 3 第 4 項及び第 6 項に掲げる建築物
- 2 原動機を使用する工場（日刊新聞の印刷所及び自動車修理工場その他これに類する用途で規則で定めるものに供するものを除く。）で作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの

鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例（平成18年鴨川市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（自動車修理工場に類する用途）

第1条の2 条例別表第2第5項及び別表第4第2項に規定する自動車修理工場に類する用途で規則で定めるものは、舟艇の内燃機関及び船外機並びに農業用機械器具の修理工場とする。

（特例許可建築物）

第2条 条例第8条第1項又は第2項の規定により市長が許可する建築物は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例により建築ができない建築物のうち、特別用途地区又は特定用途制限地域内の既存の工場等における事業の拡大又はその事業と関連を有する事業の用に供する建築物で、これらの事業活動の効率化を図るため、特別用途地区又は特定用途制限地域内において建築することが必要な建築物
- （2） その他市長が特に認める建築物

（許可の申請等）

第3条 条例第8条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項1の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- （2） 許可を必要とする理由書
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 条例第10条において準用する条例第8条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第2号様式）の正本及び副本に、前項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（許可の決定等）

第4条 市長は、前条各項に規定する許可申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可又は不許可の決定をし、当該申請書を提出した者に対し、許可等決定通知書（第3号様式）に、申請書の副本を添えて通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により前条各項に規定する許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、鴨川市都市計画審議会に諮問しなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、次に掲げる要件に該当する場合に限る。）について許可をする場合においては、この限りでない。

- （1） 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の条例第3条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計（工作物の場合は築造面積）が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計（工作物の場合は築造面積）を超えないこと。

(3) 条例第4条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

（許可の条件）

第5条 市長は、特例許可をする場合においては、第1種特別工業地区及び第2種特別工業地区の場合にあっては当該地区の安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上の有害の度の抑制のために必要な限度において、特定用途制限地域の場合にあっては当該地域の良好な環境の形成及び保持のために必要な限度において、それぞれ条件を付することができる。

（不適合建築物等の届出）

第6条 条例第5条の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、条例第10条において準用する条例第5条の規定による既存の工作物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式 略

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

鴨川市特定用途制限区域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正に関する項目別説明資料

現行	改正案	特別用途地区（新規）に係る説明	特定用途制限地域（一部改正）に係る説明
<u>鴨川市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例</u>	<u>鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例</u>	現行条例に特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止を加えることに伴い、題名を改正するもの。	
(目的)	(目的)	—	—
第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。） <u>第49条の2の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関して必要な事項を定めることにより、合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。） <u>第49条第1項及び第49条の2の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止、特定用途制限地域内における建築物の用途の制限等に関し必要な事項を定めることにより、合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。</u>	建築基準法第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めることとするもの。	特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止を加えることに伴い、条文の整備を行うもの。
<u>(基準時)</u>	<u>(定義)</u>	現行の第2条（用語の定義）及び第3条（基準時）を合わせて第2条（定義）とするもの。	
第3条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により <u>第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。</u>	第2条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により <u>第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。</u>	この条例において使用する「基準時」の用語について、建築基準法施行令第137条と同等の規定を置くもの。	特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止を加えることに伴い、条文の整備を行うもの。
<u>(用語の定義)</u>		現行の第2条（用語の定義）及び第3条（基準時）を合わせて第2条（定義）とするもの。	
第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。） <u>の定めるところによる。</u>	2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。） <u>において使用する用語の例による。</u>	前項の「基準時」を除くこの条例において使用する用語について、建築基準法及び建築基準法施行令において使用する用語の例によることとするもの。	条文の整備を行うもの。
(適用区域)	(適用区域)	—	—
第4条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の <u>規定により、特定用途制限地域として都市計画の決定の告示をした区域に適用する。</u>	第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の <u>規定により特別用途地区又は特定用途制限地域として都市計画の決定の告示をした区域に適用する。</u>	適用区域に特別用途地区を加えるもの。	—
(建築物の用途の制限)	(建築物の建築の制限等)	特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止を加えることに伴い、見出しの整備を行うもの。	
	第4条 <u>特別用途地区内においては、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める建築物は、建築してはならない。</u>	特別用途地区内においては、各号に掲げる地区において当該各号に定める建築物を建築してはならないこととするもの。	—
	(1) <u>第1種特別工業地区 別表第1に掲げる建築物</u>	第1種特別工業地区においては、別表第1に掲げる建築物を建築してはならないこととするもの。	—
	(2) <u>第2種特別工業地区 別表第2に掲げる建築物</u>	第2種特別工業地区においては、別表第2に掲げる建築物を建築してはならないこととするもの。	—
第5条 特定用途制限地域内においては、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める建築物は、 <u>建築してはならない。</u>	2 特定用途制限地域内においては、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める建築物は、 <u>建築してはならない。</u>	—	—

(1) リゾート産業地区 <u>別表第1</u> に掲げる建築物	(1) リゾート産業地区 <u>別表第3</u> に掲げる建築物	—	特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止を加えることに伴い、条文の整備を行うもの。
(2) 幹線道路沿道地区 <u>別表第2</u> に掲げる建築物	(2) 幹線道路沿道地区 <u>別表第4</u> に掲げる建築物	—	特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止を加えることに伴い、条文の整備を行うもの。
(既存の建築物に対する制限の緩和)	(既存の建築物に対する制限の緩和)	—	—
<u>第6条</u> 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、 <u>大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は次の各号に定める範囲内において増築若しくは改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。</u>	<u>第5条</u> 法第3条第2項の規定により前条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について <u>次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、これらの規定は、適用しない。</u>	建築基準法第86条の7第1項並びに建築基準法施行令第137条の7及び第137条の12第4項と同等の規定を置くもの。 既存不適格の建築物について、各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合、第4条の規定を適用しないこととするもの。 建築基準法第86条の7第1項では、建築基準法施行令で定める範囲内の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替については建築基準法の規定を適用しないとして一括して規定しているが、建築基準法施行令で定める範囲内が、「増築、改築」については第137条の7で、「大規模の修繕又は大規模の模様替」については第137条の12第4項で規定されており、異なるため、本条例では、それぞれを別項で規定するもの。	建築基準法第86条の7第1項並びに建築基準法施行令第137条の7及び第137条の12第4項と同等の規定に改正するもの。 現行第6条において①大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合及び②増築又は改築を一括して規定しているが、①を第2項において規定することとし、本項では②を規定することとするもの。 建築基準法第86条の7第1項では、建築基準法施行令で定める範囲内の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替については建築基準法の規定を適用しないとして一括して規定しているが、建築基準法施行令で定める範囲内が、「増築、改築」については第137条の7で、「大規模の修繕又は大規模の模様替」については第137条の12第4項で規定されており、異なるため、本条例では、それぞれを第1項及び第2項で規定するもの。
(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、 <u>それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。</u>	(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して <u>それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。</u>	増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、基準時の敷地の容積率、建ぺい率制限に適合する範囲内であること。	条文の整備を行うもの。
(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。	(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。	増築後の床面積の合計は、基準時の1.2倍以内であること。	—
(3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。	(3) 増築後の前条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。	不適合部分の床面積の合計は、基準時の当該部分の床面積の1.2倍以内であること。	条文の整備を行うもの。
(4) <u>前条</u> の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。	(4) <u>前条第1項又は第2項</u> の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。	不適合事由が原動機の出力等による場合は、その出力等の合計が基準時の1.2倍以内であること。	条文の整備を行うもの。
	(5) <u>用途の変更（政令第137条の19第2項第1号並びに次条第2号ア及びイに掲げる範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</u>	一定のものを除き、用途の変更を伴わないこと。	建築基準法施行令第137条の7と同等の規定を置くもの。 現行第7条において用途の変更について一括して規

			定しているが、用途の変更を伴う増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替について、本条で規定するもの。
	<u>2 法第3条第2項の規定により前条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。</u>	<p>建築基準法第86条の7第1項並びに建築基準法施行令第137条の7及び第137条の12第4項と同等の規定を置くもの。</p> <p>既存不適格の建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は模様替をする場合、第4条の規定を適用しないこととするもの。</p> <p>建築基準法第86条の7第1項では、建築基準法施行令で定める範囲内の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替については建築基準法の規定を適用しないとして一括して規定しているが、建築基準法施行令で定める範囲内が、「増築、改築」については第137条の7で、「大規模の修繕又は大規模の模様替」については第137条の12第4項で規定されており、異なるため、本条例では、それぞれを別項で規定するもの。</p>	<p>建築基準法第86条の7第1項並びに建築基準法施行令第137条の7及び第137条の12第4項と同等の規定に改正するもの。</p> <p>現行第6条において①大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合及び②増築又は改築を一括して規定しているが、①を第2項において規定することとし、本項では①を規定することとするもの。</p> <p>建築基準法第86条の7第1項では、建築基準法施行令で定める範囲内の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替については建築基準法の規定を適用しないとして一括して規定しているが、建築基準法施行令で定める範囲内が、「増築、改築」については第137条の7で、「大規模の修繕又は大規模の模様替」については第137条の12第4項で規定されており、異なるため、本条例では、それぞれを第1項及び第2項で規定するもの。</p> <p>現行第7条において用途の変更について一括して規定しているが、用途の変更を伴う増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替について、本条で規定するもの。</p>
<u>(用途の変更に対する準用)</u>	<u>(用途の変更に係る類似の用途)</u>	条文の改正に伴い、見出しの整備を行うもの	
<u>第7条 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第5条の規定を準用する。</u>		—	用途の変更について、建築基準法第87条第2項の規定により第5条第1項及び第2項の規定が準用されるため、削る。
<u>2 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同条の規定を準用する。</u>	<u>第6条 政令第137条の19第3項の規定により指定する法第87条第3項の規定により第4条第1項又は第2項の規定を準用する場合の類似の用途は、次に掲げるとおりとする。</u>	用途の変更について、建築基準法第87条第3項の規定により第5条第1項及び第2項の規定が準用されるが、建築基準法施行令第137条の19第3項の規定による類似の用途の指定の別段の定めとして規定するもの。 (「場合」ではなく、「用途」を規定するもの。)	用途の変更について、建築基準法第87条第3項の規定により第5条第1項及び第2項の規定が準用されるが、建築基準法施行令第137条の19第3項の規定による類似の用途の指定の別段の定めとして改正するもの。 (「場合」ではなく、「用途」を規定するもの。)
<u>(1) 用途の変更が政令第137条の17第8号から第11号まで及び政令第137条の18第1項各号のいずれかに列記する類似の用途相互間におけるものであって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合</u>	<u>(1) 政令第137条の19第1項本文に規定する用途</u>	建築基準法施行令第137条の19第1項本文に規定する用途	<p>建築基準法施行令第137条の19第1項本文に規定する用途</p> <p>建築基準法施行令の改正（条ずれ）に伴い、条文の整備を行うもの。</p> <p>改正案の「政令第137条の19第1項本文に規定する用途」は、現行の「政令第137条の17第8号から第11号まで及び政令第137条の18第1項各号のいずれかに列記する類似の用途相互間におけるもの」と同意義である。</p>

			「かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合」について、建築基準法第 87 条第 3 項の規定により第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定が準用される場合に、建築基準法第 87 条第 3 項第 1 号の規定により除かれるため、削る。
(2) 用途の変更が次に定める範囲内である場合 ア 政令第 137 条の 18 第 2 項第 1 号に規定する類似の用途相互間におけるものである場合	(2) 次に掲げる範囲内の政令第 137 条の 19 第 2 項第 1 号に掲げる用途	建築基準法施行令第 137 条の 19 第 2 項第 1 号に掲げる用途	現行の「場合」を「用途」を指定する条文に改正するもの。 建築基準法施行令第 137 条の 19 第 2 項第 1 号に掲げる用途 建築基準法の改正（条ずれ）に伴い、条文の整備を行うもの。
イ 用途変更後の第 5 条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えない場合	ア 用途の変更後の第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えない範囲	建築基準法施行令第 137 条の 19 第 2 項第 2 号に掲げる範囲	現行の「場合」を「用途」を指定する条文に改正するもの。
ウ 第 5 条の規定に適合しない事由が原動機の実出力、機械の台数又は容器等の容量による場合において、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えない場合	イ 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合しない事由が原動機の実出力、機械の台数又は容器等の容量による場合において、用途の変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計が基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えない範囲	建築基準法施行令第 137 条の 19 第 2 項第 3 号に掲げる範囲	現行の「場合」を「用途」を指定する条文に改正するもの。
	(建築物の敷地が特別用途地区等の内外にわたる場合の措置)	建築基準法第 91 条と同等の規定を置くもの。	
	第 7 条 建築物の敷地が特別用途地区又は特定用途制限地域の内外にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について敷地の過半の属する特別用途地区又は特定用途制限地域内の建築物に関するこの条例の規定を適用する。	建築基準法第 91 条と同等の規定を置くもの。 千葉県県土整備部建築指導課の助言により規定するもの。 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について敷地の過半の属する特別用途地区の建築物に関するこの条例の規定を適用することとするもの。	建築基準法第 91 条と同等の規定を置くもの。 千葉県県土整備部建築指導課の助言により規定するもの。 建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について敷地の過半の属する特定用途制限地域内の建築物に関するこの条例の規定を適用することとするもの。
(適用の特例)	(適用の特例)	—	—
第 8 条	第 8 条 市長が第 1 種特別工業地区又は第 2 種特別工業地区の安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。	建築基準法第 48 条第 10 項ただし書と同等の規定を置くもの。 特別用途地区と特定用途制限地域の許可の要件について、建築基準法の規定が異なるため、項を分けて規定するもの。 特別用途地区は準工業地域内に指定することから、準工業地域の許可の要件に準じて規定するもの。	—
市長が特定用途制限地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて	2 市長が特定用途制限地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて	—	条文の整備を行うもの。

許可した建築物については、 <u>第5条の規定は適用しない。</u>	許可した建築物については、 <u>第4条第2項の規定は、適用しない。</u>		
(許可に関する消防長の同意)	(許可に関する消防長の同意)	—	—
第9条 市長は、 <u>前条の規定による許可をする場合においては、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長の同意を得なければならない。</u>	第9条 市長は、 <u>前条第1項又は第2項の規定による許可をする場合においては、安房郡市広域市町村圏事務組合消防長の同意を得なければならない。</u>	建築基準法第93条第1項と同等の規定を置くもの。 市長は、前条の許可をする場合においては、消防長の同意を得なければならないこととするもの。	条文の整備を行うもの。
(工作物への準用)	(工作物への準用)	—	—
第10条 <u>別表第1第4項第21号並びに第5項第16号及び第17号に掲げる事業の用途に供する工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもので建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。</u>	第10条 <u>法別表第2(ぬ)項第3号(十三)及び(十三の二)並びに(る)項第1号(二十一)に掲げる事業の用途に供する工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもので建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）については、第4条、第5条及び第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条第1項第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。</u>	建築基準法第88条第2項と同等の規定を置くもの。 本条例で規制する建築物と同一の工作物について、建築物に関する規定を準用することとするもの。 併せて、準用する場合に必要な読替えを規定するもの。	別表の規定について、建築基準法を引用する形式に改正することに伴い、条文の整備を行うもの。 改正案の「法別表第2(ぬ)項第3号(十三)及び(十三の二)並びに(る)項第1号(二十一)に掲げる事業」は、現行の「別表第1第4項第21号並びに第5項第16号及び第17号に掲げる事業」と同意義である。 その他条文の整備を行うもの。
(委任)	(委任)	—	—
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	その他必要な事項について、規則で定めることとするもの。	—
(罰則)	(罰則)	—	—
第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。	第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。	次の各号に違反した者に対し、50万円以下の罰金を科すこととするもの。	—
(1) <u>第5条(第10条において準用する場合を含む。)</u> の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主	(1) <u>第4条第1項又は第2項(これらの規定を第10条において準用する場合を含む。)</u> の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主	特別用途地区内において建築物及び工作物の建築の制限の規定に違反した者に対する罰則を規定するもの。 罰則の対象は建築物等の建築主又は築造主で、建築基準法第101条第1項第5号に規定する用途地域に係る罰則規定と同等の内容とするもの。	条文の整備を行うもの。
(2) <u>第7条又は第10条において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者</u>	(2) <u>法第87条第2項又は第3項(これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。)</u> において準用する <u>第4条第1項又は第2項</u> の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者	建築基準法第87条第2項又は第3項の規定により建築物の用途の変更について本条例の規定が準用されるが、その規定に違反した者に対する罰則を規定するもの。 特別用途地区内において建築物及び工作物の用途の変更の規定に違反した者に対する罰則を規定するもの。 罰則の対象は建築物の所有者、管理者又は占有者で、建築基準法第101条第12号及び第13号に規定する建築物及び工作物の用途の変更における罰則規定と同等の内容とするもの。	建築基準法第87条第2項又は第3項の規定により建築物の用途の変更について本条例の規定が準用されるが、その規定に違反した者に対する罰則に改正するもの。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人	2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人	建築基準法第105条と同等の規定を置くもの。	—

<p>その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。</p>	<p>その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。</p>	<p>条例に違反する行為については、現実の違反者を前項の規定により罰するだけでなく、業務主体である法人又は個人事業者等に対しても罰則を科すことを規定するもの。</p>	
	<p><u>別表第1（第4条関係）</u> <u>第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物</u></p>	<p>第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物は、次の各項に掲げる建築物とするもの。</p>	—
	<p><u>1 法別表第2（と）項第5号及び第6号に掲げる建築物</u> <u>2 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物</u></p>	<p>第1種特別工業地区を指定する地域は、現在、第一種住居地域又は準住居地域の用途を指定している地域を準工業地域として見直して建築の制限を緩和する地域の一部を見込んでいる。 建築の制限を緩和することにより、幹線道路沿道の自動車利便性が高い環境を活かしながら、周辺環境との調和を図り、本市の産業を支える拠点として産業機能を誘導するため、これにそぐわない大規模な店舗、遊戯施設・風俗施設の一部などの立地を制限するもの。 第1項及び第2項に規定する建築物は、現在、第一種住居地域及び準住居地域で制限されているもので、引き続き制限するもの。</p>	—
	<p><u>別表第2（第4条関係）</u> <u>第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物</u></p>	<p>第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物は、次の各項に掲げる建築物とするもの。</p>	
	<p><u>1 別表第1に掲げる建築物</u> <u>2 法別表第2（と）項第3号に掲げる建築物（同号（一）、（二）、（三）、（四の二）及び（九）に掲げる事業を営む工場を除く。）</u> <u>3 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる建築物（同号（二）及び（六）に掲げる事業を営む工場を除く。）</u> <u>4 政令第130条の9の表準住居地域の欄に数量の定めのある危険物の貯蔵又は処理に供する建築物にあっては当該数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの、同表に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物であって同欄に数量の定めのない危険物の貯蔵又は処理に供するもの</u> <u>5 原動機を使用する工場（自動車修理工場その他これに類する用途で規則で定めるものに供するものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</u></p>	<p>第2種特別工業地区を指定する地区は、現在、第一種住居地域又は第二種住居地域の用途を指定している地域を準工業地域として見直して建築の制限を緩和する地域の一部を見込んでいる。 建築の制限を緩和することにより、これまでの住環境に悪影響が及ぶことのないよう、幹線道路沿道の自動車利便性が高い環境を活かしつつ、周辺環境との調和を図り、市民や来訪者の利便性向上に向けた自動車修理工場などのサービス機能の充実を図るため、これにそぐわない大規模な店舗、遊戯施設・風俗施設、危険性や環境を悪化させるおそれがある工場、一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物などの立地を制限するもの。 第1項から第4項までに規定する建築物は、現在、第一種住居地域及び第二種住居地域で制限されているもので、引き続き制限するものであり、概ね準住居地域と同等の制限とするもの。 第5項の「自動車修理工場その他これに類する用途で</p>	—

		規則で定めるもの」については、鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例施行規則において「舟艇の内燃機関及び船外機並びに農業用機械器具の修理工場」を定めるもの。	
別表第1（第5条関係） リゾート産業地区内に建築してはならない建築物	別表第3（第4条関係） リゾート産業地区内に建築してはならない建築物	—	—
<p>1 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（政令第130条の7の2で定めるものを除く。）</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の2で定めるもの</p> <p>3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>4 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令第130条の9の4で定めるものを除く。）を含む工場</p> <p>（1）火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造</p> <p>（2）消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造</p> <p>（3）マッチの製造</p> <p>（4）ニトロセルロース製品の製造</p> <p>（5）ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造</p> <p>（6）合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）</p> <p>（7）引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</p> <p>（8）乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</p> <p>（9）木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）</p> <p>（10）石炭ガス類又はコークスの製造</p> <p>（11）可燃性ガスの製造（政令第130条の9の5で定めるものを除く。）</p>	<p>1 別表第2第4項に掲げる建築物</p> <p>2 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物</p> <p>3 法別表第2（と）項第3号に掲げる建築物</p> <p>4 法別表第2（り）項第3号に掲げる建築物</p> <p>5 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる建築物</p> <p>6 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物</p> <p>7 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物（政令第130条の7の2各号に掲げるものを除く。）又は危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物（別表第2第4項に掲げるものを除く。）でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>	—	<p>現行の建築制限を建築基準法別表第2を引用する形式に改正するもの。</p> <p>現行条例別表第1第7項において危険物の貯蔵又は処理に係る数量について、建築基準法施行令第130条の9の表準住居地区の欄に数量の定めのない危険物は商業地域と同等の制限としているが、同欄に数量の定めのある危険物は準住居地域と同等の制限をしていることから、統一し、危険物に関する準住居地域の制限と同等の制限に改正するもの。【改正案第1項関係】</p> <p>現行条例別表第1第6項について、法別表第2（と）項第3号を引用することにより、同号（十六）の「（一）から（十五）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業」を新たに制限するもの。（現在、政令では定められておらず、実質的に制限される建築物は存在しない。）【改正案第3項関係】</p> <p>現行条例別表第1第4項について、法別表第2（る）項第1号を引用することにより、同号（三十一）の「（一）から（三十）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業」を新たに制限するもの。（現在、政令では定められておらず、実質的に制限される建築物は存在しない。）【改正案第6項関係】</p> <p>現行条例別表第1第1項及び第8項について、建築物の用途は違うものの、制限する内容は床面積の合計であり、各項の床面積の上限は同様であることから、一括して規定するもの。【改正案第7項関係】</p> <p>その他、現行と同一の建築物を制限するもの。</p>

(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）

(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(14) たんぱく質の加水分解による製品の製造

(15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）

(16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造

(17) 肥料の製造

(18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造

(19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(20) アスファルトの精製

(21) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

(22) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

(23) 金属の溶融又は精錬（容量の合計が50リットルを超えないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕

(25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの

(26) 鉄釘類又は鋼球の製造

(27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの

(28) 鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造

(29) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

(30) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕

5 次に掲げる事業を営む工場

(1) 玩具煙火の製造

(2) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）

(3) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）

(4) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工

(5) 絵具又は水性塗料の製造

(6) 出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付

(7) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白

(8) 骨炭その他動物質炭の製造

(9) せっけんの製造

(10) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造

(11) 手すき紙の製造

(12) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白

(13) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白

(14) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの

(15) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの

(16) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの

(17) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの

(18) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造

- (19) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が 50 リットルを超えないつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）
- (20) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- (21) ガラスの製造又は砂吹
- (22) 金属の溶射又は砂吹
- (23) 鉄板の波付加工
- (24) ドラムかんの洗浄又は再生
- (25) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (26) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が 4 キロワット以下の原動機を使用するもの
- (27) 前各号に掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令第 130 条の 9 の 3 で定める事業
- 6 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令第 130 条の 8 の 2 で定めるものを除く。）を営む工場
 - (1) 容量 10 リットル以上 30 リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作
 - (2) 印刷用インキの製造
 - (3) 出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付
 - (4) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造
 - (5) 原動機を使用する 2 台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。）
 - (6) コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの
 - (7) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断
 - (8) 印刷用平版の研磨

<p>(9) 糖衣機を使用する製品の製造</p> <p>(10) 原動機を使用するセメント製品の製造</p> <p>(11) ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(12) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(13) 製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(14) 出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉</p> <p>(15) 合成樹脂の射出成形加工</p> <p>(16) 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>(17) めっき</p> <p>(18) 原動機の出力の合計が1.5キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業</p> <p>(19) 原動機を使用する印刷</p> <p>(20) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工</p> <p>(21) タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>(22) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業</p> <p>7 第4項第1号から第3号まで、第11号又は第12号の物品（以下「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表中準住居地域の欄に定める数量（当該欄に数量の定めのないものにあつては、同表中商業地域の欄に定める数量）を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（前項に掲げるものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物</p>			
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>幹線道路沿道地区内に建築してはならない建築物</p>	<p>別表第4（第4条関係）</p> <p>幹線道路沿道地区内に建築してはならない建築物</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1 別表第1第2項、第4項、第5項及び第7項に掲げるもの</p> <p>2 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（日刊新聞の印刷所及</p>	<p>1 別表第2第3項及び第4項並びに別表第3第4項及び第6項に掲げる建築物</p> <p>2 原動機を使用する工場（日刊新聞の印刷所及び自動車修理工場その他これに類する用途で規則で定</p>	<p>—</p>	<p>現行の建築制限を建築基準法別表第2を引用する形式に改正するもの。</p> <p>現行条例別表第2第1項において現行条例別表第1第5項を引用することにより法別表第2（ぬ）項第3号</p>

<p>び作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)</p>	<p>めるものに供するものを除く。) で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p>		<p>に規定する全ての工場を制限しているが、他の幹線道路沿道と同様に、自動車利便性が高い環境を活かしつつ、周辺環境との調和を図り、市民や来訪者の利便性向上に向けた自動車修理工場などのサービス機能の充実を図るため、別表第2第3項を引用し、法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる建築物(同号(二)及び(六)に掲げる事業を営む工場を除く。)とするもの。(実質的に同号(二)及び(六)に掲げる事業を営む工場の制限を解除するもの。)</p> <p>【改正案第1項関係】</p> <p>現行条例別表第2第1項において現行条例別表第1第7項を引用することにより危険物の貯蔵又は処理に係る数量について、建築基準法施行令第130条の9の表準住居地区の欄に数量の定めのない危険物は商業地域と同等の制限としているが、同欄に数量の定めのある危険物は準住居地域と同等の制限をしていることから、統一することとし、別表第2第4項を引用し、危険物に関する準住居地域の制限と同等の制限に改正するもの。</p> <p>【改正案第1項関係】</p> <p>現行条例別表第1第4項を引用する現行条例別表第2第1項について、法別表第2(る)項第1号を引用する別表第3第6項を引用することにより、同号(三十一)の「(一)から(三十)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業」を新たに制限するもの。(現在、政令では定められておらず、実質的に制限される建築物は存在しない。)</p> <p>【改正案第1項関係】</p> <p>第2項の「自動車修理工場その他これに類する用途で規則で定めるもの」については、鴨川市都市計画区域内における建築物の建築の制限等に関する条例施行規則において「舟艇の内燃機関及び船外機並びに農業用機械器具の修理工場」を定めるもの。【改正案第2項関係】</p> <p>その他、現行と同一の建築物を制限するもの。</p>
-----------------------------------------------	----------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------